

## 和歌山県生活困窮者就労訓練事業認定要綱

### 1 趣旨

この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「則」という。）に基づき、知事が行う法第 16 条第 1 項に規定する事業（以下「生活困窮者就労訓練事業」という。）の認定に関し必要な事項を定める。

### 2 認定の対象

認定は、原則として事業所ごとに行う。ただし、農産物の生産・加工・販売が一体的に実施されているなど、認定制度の趣旨に鑑み、事業所ごとに認定を行う必要性が乏しいと判断される場合は、一括して認定することができる。

### 3 認定基準

知事が認定を行うために必要な基準は、則第 21 条に基づき、次のいずれにも該当する者であることとする。

#### (1) 就労訓練事業者に関する要件

ア 法人格を有すること。

イ 生活困窮者就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。

ウ 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。

エ 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

オ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者。

(イ) 法第 16 条第 3 項の規定により同条第 1 項の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者。

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者。

(エ) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 5 条第 1 項に規定する

暴力主義的破壊活動を行った者。

(オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者。

(カ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者。

(キ) 破産者で復権を得ない者。

(ク) 役員のうち（ア）から（キ）までのいずれかに該当する者がある者。

(ケ) （ア）から（ク）までに掲げる者のほか、その行った就労訓練事業（過去 5 年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により生活困窮者就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者。

## (2) 就労等の支援に関する要件

生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

ア イに掲げる生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

イ 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

(ア) 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。

(イ) 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。

(ウ) 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者と連絡調整を行うこと。

(エ) （ア）から（ウ）までに掲げるもののほか、生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援について必要な措置を講じること。

## (3) 安全衛生に関する要件

就労訓練事業を利用する生活困窮者（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に準ずる取扱いをすること。

## (4) 災害補償に関する要件

生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

#### 4 認定の手続き

##### (1) 提出書類

生活困窮者就労訓練事業の認定を受けようとする者は、生活困窮者就労訓練事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- ア 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- イ 事業が行われる施設に関する書類（平面図や写真など）
- ウ 事業の運営体制に関する書類（事業所概要や組織図など）
- エ 財政的基盤に関する書類（貸借対照表や収支計算書など）
- オ 事業の実施状況に関する情報の公開のための措置に係る書類（ホームページや広報誌等）
- カ 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- キ 誓約書（様式第2号）
- ク 非雇用型の利用者が被った災害について加入する保険商品に関する資料（パンフレットや保険証書の写し等）
- ケ その他知事が必要と認める書類

##### (2) 受理

知事は、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を行わせた上で受理するものとする。

##### (3) 審査

- ア 知事は、申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認める場合は、認定を行い、認定番号を付番するとともに、申請者に対して生活困窮者就労訓練事業認定通知書（様式第3号）を送付するものとする。
- イ 知事は、第2項により受理した申請内容が、認定基準に適合していない場合は、申請者に対して生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式第4号）を送付するものとする。

#### 5 変更の手続き

認定を受けた就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）を行う者は、申請書記載事項に変更があった場合には、次により処理するものとする。

- (1) 変更に係る事項が次に該当する場合は、あらかじめその旨を認定生活困窮者就労訓練事業変更届（様式第5号）により、知事に届け出なければならない

い。

ア 認定就労訓練事業が行われる事業所の名称

イ 認定就労訓練事業が行われる事業所の所在地、連絡先

ウ 認定就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名

(2) (1) 以外の次に掲げる事項に変更があった場合は、認定生活困窮者就労訓練事業変更届（様式第6号）により、変更のあった事項及び年月日を、速やかに知事に届け出なければならない。

ア 認定就労訓練事業を行う者（申請者）の名称

イ 認定就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地、連絡先

ウ 認定就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁

エ 認定就労訓練事業を行う者の法人の代表者の氏名

オ 認定就労訓練事業の定員の数

カ 認定就労訓練事業の内容

キ 認定就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名

## 6 廃止の手続き

認定就労訓練事業を行う者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届（様式第7号）により、その旨を知事に届け出なければならない。

## 7 報告の徴収

知事は、認定就労訓練事業の運営に関して疑義がある場合には、法の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告徴収書（様式第8号）により報告を求めることができる。

## 8 認定の取消し

知事は、認定就労訓練事業が認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。認定の取消しを行った場合には、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（様式第9号）により事業者に通知するものとする。

## 9 認定情報の登録等

(1) 知事は、認定就労訓練事業台帳を備え、認定を行った事業に関する情報を記載し（以下「登録」という。）、これを適切に管理するものとする。また、

認定就労訓練事業を行う者から事業変更や事業廃止の届け出があった場合は、適切に認定就労訓練事業台帳を更新する。

- (2) 知事は、自立相談支援機関があっせんを行うことができるよう認定就労訓練事業台帳に登録した情報を県内の福祉事務所設置自治体に提供するものとする。

## 10 留意事項

- (1) 認定就労訓練事業を行う者は、この要綱に定めるもののほか、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」（平成27年3月25日社援発0325第20号厚生労働省社会・援護局長通知）を参照すること。
- (2) 認定就労訓練事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項の第2種社会福祉事業に該当する（ただし、常時保護を受ける者が10人に満たない認定就労訓練事業は第2種社会福祉事業には含まれない）ため、事業開始から1か月以内に同法第69条の規定に基づき、知事（社会福祉事業を所管する部署）に対し、必要な届け出を行わなければならない。また、事業を変更又は廃止する場合も同様とする。

## 附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は令和3年8月2日から施行する。